

## 清流の国ぎふ健康経営推進事業実施要領

### (目的)

第1条 岐阜県健康増進計画に規定する県の健康づくりの目的である健康寿命の延伸（平均寿命と健康寿命の差の短縮）を図るためには、運動習慣づくりや食生活習慣の改善等の取組みの継続により、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防に努めるとともに、特定健康診査や各種がん検診などの受診による健康管理の実施等により重症化予防を図ることが必要である。本事業は、従業員の受診促進などの健康づくりに積極的に取り組もうとする企業又は事業所（以下、「企業等」という。）を清流の国ぎふ健康経営宣言企業（以下、「宣言企業」という。）として登録し、こうした企業に対し、健康情報の提供や専門人材の派遣等の各種支援を行うことにより、働き盛り世代の健康づくりを促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 健康経営 従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいう。なお、健康経営は「NPO法人健康経営研究会」の登録商標となっている。
- (2) 清流の国ぎふ健康経営推進事業 健康経営を目指す企業の登録、取組み支援、取組み実績を踏まえた健康経営企業の更新、宣言企業の中で優良な企業の顕彰を行う事業をいう。（以下、「事業」という。）
- (3) 県 岐阜県健康福祉部保健医療課をいう。
- (4) ぎふ企業健康リーダー 企業等ごとの従業員の健康管理を担当する者をいう。

### (対象)

第3条 登録の対象とする者は、次のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 従業員等の健康づくりに意欲を有し、かつ岐阜県内に事業所を有すること
- (2) 公的医療保険の適用事業主であること
- (3) 医療法、薬事法、健康増進法等の関係法令や、労働関係法令に違反する行為を行っていないこと
- (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていないこと
- (5) 県税滞納がないこと
- (6) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと
- (7) 特定の政治団体や宗教活動を行う企業等でないこと
- (8) 岐阜県暴力団排除条例第7条に規定する「暴力団及び暴力団員並びに公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者」に該当する企業等でないこと
- (9) ぎふ企業健康リーダーを選任すること
- (10) その他、県が不適当とみなした企業等でないこと

2 前項に関わらず、全国健康保険協会岐阜支部の「協会けんぽと健康宣言」（以下「協会けんぽ宣言」という。）の宣言をしている者は、登録の対象とする。

### (登録手続き)

第4条 登録を希望する企業等は、「宣言企業登録申請書兼宣言書（様式1）」の提出により申込を行うものとする。なお、協会けんぽ宣言の申請と同時に事業の登録を希望する場合は、協会けんぽ宣言の申請書をもって事業の申込があったものとみなすものとする。

2 県は、申込内容の審査を行い、要件を満たしている場合には、宣言企業として登録し、「宣言企業登録証（様式2）」を交付するものとする。この場合、必要に応じて申請者からの意見聴取を行うことができる。

- 3 県は、登録をしないときは、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 県は、登録をした企業が協会けんぽ宣言にも申請を希望する場合は、宣言企業登録申請書兼宣言書の写しを全国健康保険協会岐阜支部に送付するものとする。

(宣言企業の役割)

第5条 宣言企業及び健康経営推進企業（以下、「宣言企業」という。）は、従業員及び家族の特定健診及びがん検診等の受診率向上に積極的に取り組むとともに、健診後の適切なフォローアップや食生活の改善、運動習慣づくり等に努めるものとする。

(宣言企業への支援等)

第6条 県は、宣言企業が行う従業員等の健康づくりに関する取組みに対し、次に掲げる支援に努めるものとする。

- (1) 従業員等の健康づくりに積極的に取り組む企業等として広報
- (2) 健康づくりに関する情報提供
- (3) その他、従業員等の健康づくり推進のための支援

(取組み状況の報告)

第7条 宣言企業は、毎年度、翌年度の6月末までに、「宣言企業取組状況報告書（様式3）」により、取組み状況等を県に報告するものとする。

- 2 県は、取組み状況報告書のほか、取組みの実施の確認に参考となる資料の提出をもとめることができる。
- 3 県は、必要があると認められる場合は、訪問調査等により取組みの実施状況の確認を行うことができる。

(登録期間)

第8条 宣言企業の登録期間は、登録した年度の末日までとする。なお、前条の定めにより取組み状況報告書の提出があった場合は、登録期間を更新することができるものとする。

(登録証記載内容変更の届出)

第9条 宣言企業は、企業等の名称又は所在地に変更があったときは、速やかに「変更届（様式4）」と「登録証（様式2又は様式2-2）」を添えて県に届け出るものとする。

- 2 県は、変更内容の確認を行い、再交付年月日を明記した「宣言企業登録証（様式2-2）」を交付する。

(紛失・き損による登録証の再発行)

第10条 宣言企業が、「登録証（様式2又は様式2-2）」を紛失し、再発行を希望する場合は、「再発行依頼書（様式5）」により、再発行を依頼するものとする。

- 2 宣言企業が、「登録証（様式2又は様式2-2）」をき損し、再発行を希望する場合は、「再発行依頼書（様式5）」にき損した登録証を添えて、再発行を依頼するものとする。
- 3 県は、依頼内容の確認を行い、「登録証（様式2又は様式2-2）」を再発行する。

(登録の辞退)

第11条 宣言企業は、登録を継続できなくなった場合、「辞退届（様式6）」に登録証を添えて県に提出することにより、登録を辞退することができる。

(登録の抹消)

第12条 県は、宣言企業が明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが適当でないと判断した場合は、その登録を抹消することができる。

(宣言企業の公表)

第13条 県は、広報誌、県ホームページへの掲載や紹介冊子の作成等により、宣言企業の取組み内容などを県民に周知するとともに、健康づくりに関する情報を提供する。

(デザイン等の使用)

第14条 宣言企業は、県が指定する期間内に宣言企業の名称及び宣言ロゴマークのデザイン、イラスト等を使用して広報活動を展開することができるものとする。ただし、販売する商品や担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することは認められない。

2 登録が取り消しとなった場合は、速やかに使用を中止するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 県は、登録の事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(要領の改定)

第16条 本要領は、県が必要に応じて改定するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成30年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 元年11月26日から施行する。

附 則

この要領は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 3年 7月15日から施行する。

附 則

この要領は令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 4年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 5年 6月22日から施行する。